主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中村喜一の上告趣意(後記)は事実誤認及び量刑不当の主張であつて刑訴 応急措置法一三条二項により上告適法の理由にならない。

よつて刑訴施行法二条旧刑訴四四六により主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官全員一致の意見である。

検察官 渡部善信関与

昭和二六年四月一七日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	3 川	太一	- 郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介